

速度取締り指針

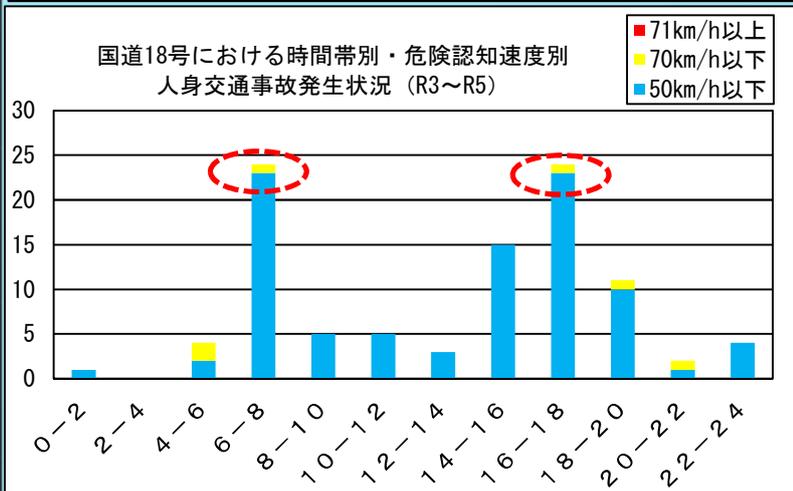
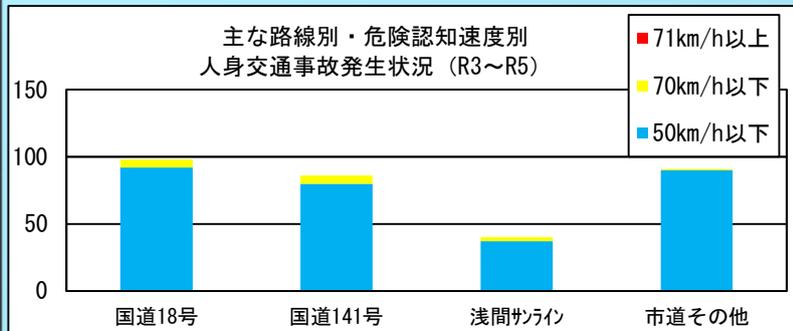
小諸警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	地区	規制速度
国道18号	5:00 ~ 8:00 16:00 ~ 19:00	平原地区	50km/h

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、幹線道路等での取締りを実施する。

小諸警察署管内における交通事故実態

主な路線別・危険認知速度別
人身事故発生状況(R3~R5)
(件数)



○ 主な幹線道路別に過去3年の事故発生状況を比較すると、国道18号、国道141号、浅間サンラインが多い。

○ 危険認知速度別に見ても、国道18号において、高速度(制限速度超)の事故が発生しており、実勢速度も高い。

○ 過去3年の国道18号における時間帯別・危険認知速度別事故発生状況を分析すると、4時から8時、16時から19時の時間帯に高速度(制限速度超)の事故が発生しているとともに、発生件数も多い。

～ 令和5年の交通事故の特徴 ～

- 小諸署管内では、人身交通事故が96件発生し、43.7%が国道で発生。
- 死亡事故は1件発生している。(市道上)
- 全人身交通事故のうち、48.9%が追突事故で、14.5%が出会い頭の事故。
- 令和3年から5年までの人身交通事故の発生状況とは別に、令和5年中の人身交通事故の発生状況を時間帯別に見ると、7時～12時台、13時～14時、15時～18時台に多い。

その他の交通指導取締り要点

人身交通事故の発生が多い、国道18号、国道141号及では、追突事故の原因となる携帯電話使用違反や被害軽減のため、シートベルト着装違反等のほか、信号無視違反の交通指導取締りを強化するとともに、赤色灯を回転させたパトカーによる流動警戒、駐留警戒を実施する。
また、通学路となっている市道においても、児童等が巻き込まれるような交通事故防止のためにも速度違反取締りを実施する。